

新たな公益信託における受託者及び信託管理人の解任の問題点

第1 新たな公益信託における受託者の解任の問題点

1 受託者の解任を公益信託内部で完結させるか否か

【甲案】：公益信託内部の信託関係人に受託者解任権を持たせ、外部の第三者機関の関与は不要とする。

【乙案】：公益信託内部の信託関係人に受託者解任申立権のみを持たせ、受託者解任権は外部の第三者機関に持たせる。

【丙案】：【甲案】及び【乙案】の制度を並列させる（信託法第58条第1項と第4項のアナロジー）。

2 公益信託内部で完結させる場合（1で【甲案】を採用する場合）の問題点

受託者の解任権を有する主体

【甲案】：信託管理人に単独での受託者解任権を持たせる。

【乙案】：信託管理人と委託者が合意した場合のみ受託者を解任可能とする。

【丙案】：公益信託内部の新たな信託関係人（例えば、公益法人における評議員会的な機関）に単独での受託者解任権を持たせる。

【丁案】：【丙案】の新たな信託関係人と信託管理人（及び委託者？）が合意した場合のみ受託者を解任可能とする。

3 外部の第三者機関を関与させる場合（1で【乙案】又は【丙案】を採用する場合）の問題点

(1) 解任申立を認める場合を限定するか

【甲案】：信託法第58条第4項所定の場合（受託者が任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと等の重要な事由があるとき）に限定する。

【乙案】：上記に限定しない。

(2) 解任申立権を有する主体

【甲案】：委託者又は信託管理人とする。

【乙案】：公益信託内部の新たな信託関係人（例えば、公益法人における評議員会的な機関）とする。

(3) 解任権を有する主体（解任申立先）

【甲案】：裁判所

【乙案】：新たな公益信託の認定機関

第2 新たな公益信託における信託管理人の解任の問題点

1 信託管理人の解任を公益信託内部で完結させるか否か

考えられる案は、第1の1と同様である。

2 公益信託内部で完結させる場合（1で【甲案】を採用する場合）の問題点

信託管理人の解任権を持つ主体

【甲案】：受託者に単独での信託管理人解任権を持たせる（信託管理人の解任事由を信託行為で定めていることを公益信託の認定要件とし、要件該当性が認め

られる場合、受託者が信託管理人を解任する。)

【乙案】：公益信託内部の新たな信託関係人（例えば、公益法人における評議員会的な機関）に単独での信託管理人解任権を持たせる。

【丙案】：【乙案】の新たな信託関係人が委託者又は受託者（その双方？）と合意した場合にのみ信託管理人を解任可能とする。

【丁案】：信託管理人の複数選任を義務付け、解任対象者以外の他の信託管理人に単独での信託管理人解任権を持たせる。

【戊案】：解任対象者以外の他の信託管理人が委託者又は受託者（その双方？）と合意した場合にのみ信託管理人を解任可能とする。

3 外部の第三者機関を関与させる場合（1で【乙案】又は【丙案】を採る場合）の問題点

(1) 解任申立を認める場合を限定するか

【甲案】：信託法第128条2項の準用する第58条第4項所定の場合（信託管理人が任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと等の重要な事由があるとき）に限定する。

【乙案】：上記に限定しない。

(2) 解任申立権を有する主体（なお、委託者が現に存する場合には委託者に解任申立権があることを前提としており、委託者が現に存しない場合に特に問題となる点に留意する必要がある。）

【甲案】：受託者とする。

【乙案】：公益信託内部の新たな信託関係人（公益法人における評議員会的な機関）とする。

【丙案】：【乙案】の新たな信託関係人が委託者又は受託者（その双方？）と合意した場合にのみ解任申立てを可能とする。

【丁案】：信託管理人の複数選任を義務付け、解任対象者以外の他の信託管理人が単独で解任申立てを可能とする。

【戊案】：解任対象者以外の他の信託管理人と委託者又は受託者（その双方？）との合意がある場合に解任申立てを可能とする。

(3) 解任権を有する主体（解任申立先）

【甲案】：裁判所

【乙案】：新たな公益信託の認定機関